

新潟市子ども条例 改正素案

目次

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 子どもの権利（第7条－第12条）

第3章 子どもの生活の場における権利保障（第13条－第16条）

第4章 権利侵害の救済（第17条－第30条）

第5章 権利の保障と推進（第31条－第34条）

第6章 雑則（第35条）

附則

(略)

第4章 権利侵害の救済

(権利侵害の救済等)

第17条 市は、子どもが権利侵害を受けた場合等において、迅速かつ適切に救済し、権利の回復を支援するため、市長の附属機関として、新潟市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）を置きます。

2 市は、子どもの権利侵害に関する相談又は救済について、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに、子ども及びその権利侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

(救済委員)

第18条 救済委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、関係機関からの推薦をうけて、市長が委嘱します。

2 救済委員は、3人以内とします。

3 救済委員の任期は3年とし、再任することができます。

4 市長は、救済委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認めるとき、または職務上の義務違反その他救済委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解職することができます。

(兼職の禁止)

第19条 救済委員は、衆議院議員、参議院議員若しくは地方公共団体の議会の議員若しくは長を兼ねることができません。

2 救済委員は、前項に定めるもののほか、公平かつ適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができません。

(救済委員の職務)

第20条 救済委員は、次の職務を行います。

- (1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。
- (2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること。
- (3) 子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。
- (4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。
- (5) 子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。
- (6) 子どもの権利の侵害を防ぐため必要な支援をすること。
- (7) 活動の報告をし、その内容を公表すること。
- (8) 子どもの権利の擁護について必要な理解を広めること。

(救済委員の責務)

第21条 救済委員は職務を行うに当たっては、子どもの権利の擁護者として、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、関係機関等と相互に協力及び連携を図らなければなりません。

- 2 救済委員は、その地位を政党又は政治目的のために利用してはなりません。
- 3 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。
- 4 市の機関は、救済委員の職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、積極的な協力援助に努めるものとします。
- 5 市の機関以外のものは、救済委員の職務の遂行に協力するよう努めるものとします。

(尊重及び協力)

第22条 市の機関は、救済委員の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び必要な援助をしなければなりません。

2 何人も、救済委員の職務の遂行に関し、積極的に協力しなければなりません。

- 3 何人も、権利が侵害されていると思われる子ども又は子どもの権利を侵害していると思われる者を発見した場合は、速やかに、救済委員に相談又は申立てを行わなければなりません。

(相談・調査員)

第23条 救済委員の職務の遂行を補佐するため、新潟市子どもの権利相談・調査専門員（以下「専門員」という。）を置きます。

- 2 専門員は、児童福祉若しくは子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱します。
- 3 第19条から第21条までの規定は、専門員について準用します。

(相談及び救済の申立て)

第24条 何人も、次に掲げる子どもの権利の侵害に関する事項について、救済委員に対し、相談及び救済の申立てを行うことができます。

- (1) 市内に住所を有する子どもに関するもの。
 - (2) 市内に通勤し、又は子どもに関わる施設に通学し、通所し、若しくは入所する子ども（前号に規定する子どもを除く。）に関するもの（相談及び救済の申立ての原因となった事実が市内で生じたものに限る。）。
- 2 救済の申立ては、書面又は口頭若しくは電磁的記録の通信により行うことができます。

(調査及び調整)

第25条 救済委員は、救済の申立てにかかわる事実又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、調査を行うものとします。

- 2 救済委員は、救済の申立てが、救済にかかわる子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき、又は自己の発意に基づき取り上げた事案について調査を行うときは、当該子ども又は保護者の同意を得なければなりません。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、救済委員が当該同意を得る必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 3 救済委員は、調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、調査を中止し、又は打ち切ることができます。
- 4 救済委員は、調査のため必要があるときは、関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査することができます。

5 救済委員は、調査のため必要があるときは、子どもの権利侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外の者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができます。

6 救済委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害の是正のための調整を行うことができます。

(調査の除外)

第26条 救済委員は、特別の事情があると認めるときを除き、救済の申立てが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を行わないものとします。

(1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め現に係争中の事案に関するものであるとき。

(2) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関するものであるとき。

(3) 救済委員の行為に関するものであるとき。

(4) 救済の申立ての原因となった事実のあった日から3年を経過しているとき。

(5) 前条第2項の同意が得られないとき（同項ただし書に該当するときを除く。）。

(6) 前各号のほか、調査をすることが明らかに適当ではないとき。

(是正の勧告等)

第27条 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告することができます。

2 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、制度の改善を求めるため意見を表明することができます。

3 第1項の規定による勧告又は前項の規定による意見表明を受けた市の機関は、これを尊重しなければなりません。

4 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外の者に対し、是正等の措置を講ずるよう要請することができます。

(報告及び公表)

第28条 救済委員は、前条第1項による勧告又は第2項の規定による意見表明をしたときは、当該市の機関に対し、その是正等又は改善の措置の状況について報告を求めるものとします。

2 前項の規定による報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、救済委員に対して、是正等又は改善の措置の状況につ

いて報告するものとします。

3 救済委員は、前条第1項による勧告又は第2項による意見表明があったときは、その内容を公表することができます。

4 救済委員は、前項の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について、十分な配慮をしなければなりません。

(再調査及び再勧告)

第29条 救済委員は、前条第2項の規定による報告の内容等を踏まえ、必要があると認めるときは、改めて調査又は調整（以下「再調査等」という。）を行うことができます。

2 救済委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、当該市の機関に対し、改めて第27条第1項による勧告又は第2項の規定による意見表明をすることができます。

(活動状況の報告)

第30条 救済委員は、毎年、その活動状況について、市長に報告するとともに、公表するものとします。

(略)